

養成訓練を受けることを希望する者は、①コネクションズ・サービスなどの支援を受けて学習供給事業者や訓練供給事業者を見つけるか、または、②養成訓練を実施している事業主を見つける。③既に働いている者は、事業主の協力を得て、養成訓練を開始する。

事業主は、学習スキル協会(LSC)^(注10)から養成訓練にかかる費用相当額を受け取ることができる(19歳以上の者の訓練の場合、事業主は訓練費用の一部を負担することとなっている)。

ほとんどの訓練生は、訓練供給事業者に雇用され、OJT 訓練を受けながら、技術、経験、年齢や能力に合った賃金(最低週80ポンド)を受け取ることができ、年間20日以上の有給休暇が与えられる。また、一部の訓練生は、訓練供給事業者以外の事業主のもとで働きながら訓練を受けるが、この場合、訓練生は学習スキル協会から訓練給付金を受け取る。

イ E2E(Entry to Employment)

E2E は2003年8月から全国的に開始されたプログラムである。定職に就いておらず、養成訓練制度に参加したり、直接就職したりする準備が整っていない16～18歳の若年者を対象に養成訓練参加、進学または就職の準備を行う。読み書き算盤、基幹スキル^(注11)や職業能力の育成、意欲・自信・実行力を持たせることを目的としている。

必須ではないものの、資格取得(NVQ レベル1など)

を可能な限り奨励している。プログラムの全過程を通じて特定のパーソナル・アドバイザーが支援する。参加者個々人の必要に応じて実施されるため、期間は定まっていない。最初の2～8週間は、パーソナル・アドバイザーとの面談を通じて必要な支援を集中的に調査し、個別に学習プランを作成する。必要に応じて1週間に16～40時間(場合によっては8～16時間ということも可能)の活動に参加する。訓練は、本人の好みや興味を踏まえて設定され、クラス型式の活動、一対一の指導、グループ活動、eラーニング、職場での体験活動などの形をとり、複数の訓練実施者の訓練を組み合わせることもある。週16時間以上訓練に参加した場合は、最低週40ポンドの訓練給付金を受給することができる。訓練に参加しない場合には、給付金は減額される。このプログラムの実施には、地域のコネクションズ・サービス(後述)のスタッフがパーソナル・アドバイザーなどとして重要な役割を果たしている。初年度(2003/04)に6万人を超える若者が参加した。

ウ 若年養成訓練(Young Apprenticeship)

若年養成訓練は、2004年9月から第10学年(通常は14歳)から開始されることになった。初年度は全国の1,000人の生徒が試行プログラムに参加し、2005年9月には新たに2,000人が参加した。

これは1週間に1日又は2日間仕事の現場や継続教育カレッジなどにおいて資格取得に向けた学習に従事

ユニオン・アカデミー

1 概要

イギリス労働組合会議(TUC)は「すべての従業員に職業教育・訓練を」(Training for all employees)というスローガンに基づき、2005年3月、新たに「ユニオン・アカデミー」を創設すると発表した。同アカデミーは労働者が教育・訓練に関してワンストップセンターとなり、訓練に関する情報提供、仲介、相談などを行う。

管理運営主体はTUCであるが、政府は、創設にあたり450万ポンドの政府資金を投入するなど、こうした動きを後押しする方針である。

制度は加盟組合や組合員を対象としている。

2 具体的内容

eラーニングシステム(ラーンダイレクト)^(注13)を含む教育・訓練課程を設計し、労働者に対する窓口機能を担う。ウェブサイト上のヘルプラインを通じて利用者は支援サービスを受けることが可能になる。また、同アカデミーは職業教育・訓練に関するシンクタンクの機能も果たすことから、政府が労働者のための適切な能力開発政策を策定する際の中心的な役割を果たすことも期待されている。

させることで基幹段階(Key Stage)^(注12)4に属す生徒達に新たな一歩を踏み出させるためのプログラムである。生徒は芸術・デザイン、企業経営、工学、保健、自動車、舞台芸術、接客の分野の仕事について、実際の経験を得ることができる。

このプログラムを受けて、GCSEの職業科目やNVQの取得を目指すこともできる。なお、このプログラムでは手当を受け取ることはできないが、義務教育を構成するので費用はかからない。

エ この他に、25歳以上のための養成訓練(Adult Apprenticeship)もある。

(3) 情報提供をはじめとする就職支援

a コネクションズ・サービス

コネクションズ・サービスは、これまでの若者支援政策がニートの若者をプログラムに参加させられなかったという反省に立ち、利用者である若者の声に基づいて、従来政策に関わっていた省庁や機関だけでなく、民間組織やNPOなども取り込み、若者に必要な支援をひとつに統合しようとする新しいサービスである(詳細は「5 困難な状況にある若者に対する施策」参照)。

b イギリス政府ポータルサイト(Directgov)－若年者(Young People)－

イギリス政府サイト内には、若年者向けの「Young People」という項目がある。当該項目内には、就職、学業、旅行、健康など、学生が興味を持つこと、学生の役に立つことなど様々な情報が盛り込まれている。

当該サイトは、単に教育や就職に対する支援を行うだけでなく、若年者の様々な興味を引き出し、若年者に社会との関わりを持たせることをも目標としている。また、そうした中から、教育や就職などに興味を持った者がスムーズに支援や訓練を受けられるように、各種ページとリンクするなどにより、情報提供を行っている。

5 困難な状況にある若者に対する施策

(1) 若年向けニューディール(New Deal for Young People)

a 概要

18～24歳までの若年者で、6か月以上失業状態にあり、求職者給付を受給している全ての者に対し、パーソナル・アドバイザーを付けて行われる就職支援であり、1998年から、ブレア政権の「福祉から就労へ(Welfare to Work)」という政策目標に基づいて、雇用サービス庁が中心となって行っている。

b 根拠法令

イギリス政府が1998年に発表した雇用行動計画に基づく。

c 管理運営主体

ジョブセンタープラス(Job Center Plus)^(注14)が中心となって行っている。

d 財源・予算規模

若年向けニューディールの予算は、2005年度においては1億9,000万ポンド(日本円で約380億円)である。

〈表1-30〉若年向けニューディールの予算

		(100万ポンド)								
		1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
金額		12	162	282	293	219	178	212	193	190

資料出所 イギリスの雇用に係るアクションプラン 2004
付属資料(UK NATIONAL ACTION PLAN FOR EMPLOYMENT 2004 The Annexes)

e 対象及び適用要件

対象は、18～24歳までの若年者で、6か月以上失業状態にあり、求職者給付を受給している全ての者である。

f 具体的内容

若年向けニューディールは1998年1月に12の推進モデル地域にまず導入され、同年4月に全国に導入された。対象者は必ず参加しなければならない。参加を拒否した者は、求職者給付の受給資格を失う。参加者には、プログラム全体を通して参加者を支援するパーソナル・

若年者向けニューディールに関する報告書の概要

2002年2月28日、イギリス会計検査院が、若年者向けニューディール(New Deal for Young People : NDYP)に関する報告書を議会に提出した。概要は以下のとおりである。

1. 若年者のためのニューディールは、2002年までに25万人を就職させるという目標を2000年9月に達成し、2001年10月までに33万9,000人の若年者を一旦は職に就かせ、若年者雇用の水準やイギリス経済に対しプラスの影響を与えた。とはいえ、これらの若年者のうち多くの者は、ニューディール政策の支援がなくとも、いずれ就職することができた者である。
2. 若年者のためのニューディールが効果を維持していくためには、今後経済状況が変化して、未充足求人減少した状況にも適合するよう政策を見直していく必要がある。また、基本的な読み書きや計算能力の欠如、ホームレスであること、犯罪歴があること、薬物又はアルコール依存症であることなど、就職に対し、厳しい障害(困難)に直面している若年失業者のグループにも対応していく必要がある。
3. 2001年10月末までに、約33万9,000人のニューディール参加者は、少なくとも短期間は就業した。これらのうち約24万4,000人は3か月以上継続する補助金のない継続雇用の職に就き、プログラムから離れた。しかしながら、雇用サービス庁(現エンプロイメントプラス庁)の調査によれば2001年10月までに、就職によりプログラムを離れた参加者のうち、再び6か月以上の失業者となった者は3万3,000人いる。
4. プログラム参加者の長期雇用に係るエンプロイアビリティ(雇用可能性)が向上したという証拠も存在しているが、雇用サービス庁は、参加者が就いた仕事の特徴や質、一度雇用されることにより獲得された進歩、エンプロイアビリティの向上を体系的に監視していない。
5. 本プログラムにより、2000年3月までの最初の2年間に、若年失業者を2万5,000人～4万5,000人減少させ、8,000人～2万人の雇用を増加させたと推計されている。また、間接的に18～24歳以外の層において1万人の雇用を増加させる効果を有した。
6. 政府は、2000年3月までに本プログラムに対して6億6,800万ポンドを費やした。雇用の増加による税収の増加が年間2億ポンド以上であり、その効果を差し引いた、プログラムの純費用は年間1億4,000万ポンドであると推定される。本プログラムにより、一人を新たに就

職させるための費用の平均は5,000ポンドから8,000ポンドである。

7. プログラム設計の更なる改善のために、政府が2001年3月に発行した報告書「現代社会における完全雇用を目指して(Towards full employment in a modern society)」によって打ち出され、雇用年金省及び雇用サービス庁が実施しつつある提言は以下のとおりであり、これらのいくつかは本報告書の勧告に重なるものである。
 - (1) プログラムにおける弾力性の拡大
 - (2) 助成金付き就職の拡大
 - (3) 企業や労働市場との連携の強化
 - (4) 基本的な技能が欠如している者等より就職支援の難しい者に焦点を絞った援助
8. 勧告
 - (1) 雇用年金省及び雇用サービス庁は、引き続き協力して、全てのプログラムにおいて設定された目標の達成を可能にし、プログラム全体の費用対効果を監視する。
 - (2) 新たな業績評価指標は、例えばエンプロイアビリティの改善の程度、獲得された新規雇用の数、プログラムの恩恵を受ける参加者のうち就職困難者の数など、プログラムによって付加された価値を監視するよう設計されるべきものであること。これを補強するため、雇用サービス庁は、行き先不詳のまま、ニューディールを離れた者や助成金付きの雇用を得た者の捕捉・フォローアップのための努力を行うべきである。
 - (3) 雇用年金省は、そうすることが明らかに効果のある失業者に対しては、ゲートウェイ期間を延長する余地を再検討する。
 - (4) 雇用サービス庁は引き続き、使用者とのより効果的な連携、使用者が地域におけるプログラムの実施により大きく関与すること、使用者の協力を促進するための一層の奨励措置の提供を通じて、企業への助成金付き就職の役割を拡大する。
 - (5) 雇用年金省は、参加者を継続的な雇用に結びつける効果が限定的ではないかという観点から、助成金付き就職と比較した他の労働体験プログラム選択肢の費用対効果について継続的に検証を行う。
 - (6) 雇用年金省は、過去にプログラムに参加したが就職できなかった者や雇用に向けて特に厳しい障害を有する参加者を支援するため、引き続き過去よりもより対象を絞り込んだプログラムを開発すべきである。